

建設経済水道常任委員会委員長報告

令和6年12月20日（金）

それでは、建設経済水道常任委員会を会期中の12月10日、閉会中の10月30日に開催いたしましたので、その審査の経緯と結果等の概要を報告いたします。

初めに、議案第63号柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第63号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第64号柳井市水道給水条例等の廃止についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第64号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第65号柳井市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する等の条例の制定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から地方公営企業法から地方自治法に代わるということで、会計上は特別会計になるということかという質疑に、地方公営企業法が一部適用になり、職員の身分は市役所の一般職員と同じになる。会計は変わらず企業会計であるという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第65号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第67号柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第67号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第75号やない西藏の指定管理者の指定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第75号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第80号市道路線の認定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から今後も市道認定していく道路があると思うが、認定を後にしている理由があるのかという質疑に、市道認定をしていく上では道路台帳の整理等が必要となる。来年度の予算の中で対応しうる部分について市道認定を行っていくという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第80号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、分割付託となりました議案第81号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第4号）についてです。

執行部から補足説明の後、委員からバタフライアリーナの改修工事の仮囲いに設置してあるパネルを柳井駅南北地下道に設置するということだが肖像権は問題ないのかという質疑に、関係各所に確認を取り設置しても良いという回答をいただいているという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第81号中の本委員会所管部分は、全員異議なく原案のお

り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 85 号令和 6 年度柳井市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第 85 号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第 86 号令和 6 年度柳井市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第 86 号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

続きまして、9 月定例会最終日に上程され、継続審査となっておりました令和 5 年度決算認定議案について報告いたします。令和 5 年度決算書及び決算成果説明書をご覧ください。

初めに、分割付託となりました認定第 3 号令和 5 年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

執行部から補足説明の後、建設部関係では、委員から 214 ページ 15 節原材料費のふるさとの道整備原材料費で、地元でやろうと思っても高齢化が進んでいてなかなかできない。何か良い方法はないかという質疑に、ふるさとの道整備事業や草刈りの問題に対しても、高齢化によりなかなかできないという声を聞いている。市としても何かしらの形で良い手段がないか検討しているという答弁がありました。

上下水道部関係では、委員から決算書 218 ページ 13 節に借地料があるが、どこを借りているのかという質疑に、古市地区の民地の一部に雨水排水施設を設置した箇所であり、そこに地上権を設置しており、その水路部分の借地料であるという答弁がありました。

経済部関係では、委員から 184 ページ 13 節使用料及び賃借料のタブレット管理システム使用料で、具体的にどういうことにタブレットを使っているのかという質疑に、農地適正化推進委員が農地パトロール等をする中で、タブレットにより現在地や自分がどの方向を向いているのか、また、所有者が誰であるか、誰が借りているのかといった情報がすぐに分かるようになった。タブレットに慣れていくことで、さらに他の機能も生かせるようにしていきたいという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、認定第 3 号中の本委員会所管部分は、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 5 号令和 5 年度柳井市市有林野区事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、認定第 5 号は、全員異議なく原案のとおり認定と決しました。

続きまして、本委員会に係る付託調査等について、報告をいたします。

初めに、地域資源を生かした観光の振興についてです。

10 月の委員会では、柳井まつりについて報告がありました。

委員からチラシを約 3 万 5,000 部配布するが、配布地域はどこまでを想定しているかという質疑に、柳井商工会議所の意見も聞きながら、商圈エリアとされる周防大島町、由宇町、玖珂町、周東町、平生町、田布施町、光市の中央部まで新聞折込を行うという答弁がありました。

12 月の委員会では、柳井まつりについて及びきんさい柳井物産フェア 2025 について

報告がありました。

委員からきんさい柳井物産展フェア２０２５を周防大島町と合同でやる理由を尋ねる質疑に、本来であれば単独で開催したいという思いもあるが、日程が近接するという事で、同時開催となればさらに盛り上がるであろうということで、合同で行うことになったという答弁がありました。

次は、上下水道事業についてです。

１２月の委員会では、柳井市下水道事業経営戦略について報告がありました。

委員から下水道の広域化をしているところがあるのかという質疑に、経営統合を検討しているところもあるが、柳井市はまだ考えていないという答弁がありました。

次は、農林水産業及び地域の活性化についてです。

１０月の委員会では、やまぐちフラワーランド「こどもや子育てにやさしい休み方改革」月間について報告がありました。

委員から無料になると入園料が入らなくなるが、その分はどうなるのかという質疑に、入園する際に書類に記入していただき、それを県に送ることで補てんされるという答弁がありました。

１２月の委員会では、鳥獣対策被害防止について報告がありました。

委員から柵設置補助金で同じ農地に対して申請が１年度に１回、１回補助金が出たら５年間申請できないと聞いたがどうかという質疑に、本来、園地の全体を囲うのが一番効果的だが、申請者によっては一部だけやりたい、もしくは費用が足りないので全部できないという方もいる。まったく同じ場所でなければ、毎年補助の対象としているという答弁がありました。

また、１０月３０日の委員会では、１０月２８日から１０月２９日に実施した管外行政視察の報告について協議を行いました。詳細につきましては、後ほど副委員長から報告いたします。

なお、本委員会に係る閉会中の付託調査事項については、協議の結果、

- ①中心市街地の活性化と企業誘致について、
- ②地域資源を生かした観光の振興について、
- ③上下水道事業について、
- ④農林水産業及び地域の活性化について、

以上の４点とすることに決定いたしましたので、その旨、申し出をいたします。議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、本委員会に係るその他の事項について報告いたします。

１０月の委員会では、中国地方道路整備促進総決起大会について報告がありました。

１２月の委員会では、柳井広域シルバー人材センターとの空き家等の適正な管理の推進に関する協定について及び柳井市伊保庄財産区の今後について報告がありました。

ここで、質疑応答の内容の全てにわたり、御報告することはできませんが、様々な観点からそれぞれ発言があり、活発な質疑応答がなされたところです。

以上で、建設経済水道常任委員会の報告を終わります。